

○保険料調整制度の対象となる事業所例（法人事業所）

法人事業所

厚生年金保険法第6条第1項第2号に該当する事業所

（1）2026（令和8）年10月1日以降に、任意特定適用事業所となった法人事業所

例1 A事業所：適用拡大により特定適用事業所に該当する前に、任意特定適用事業所となった適用事業所

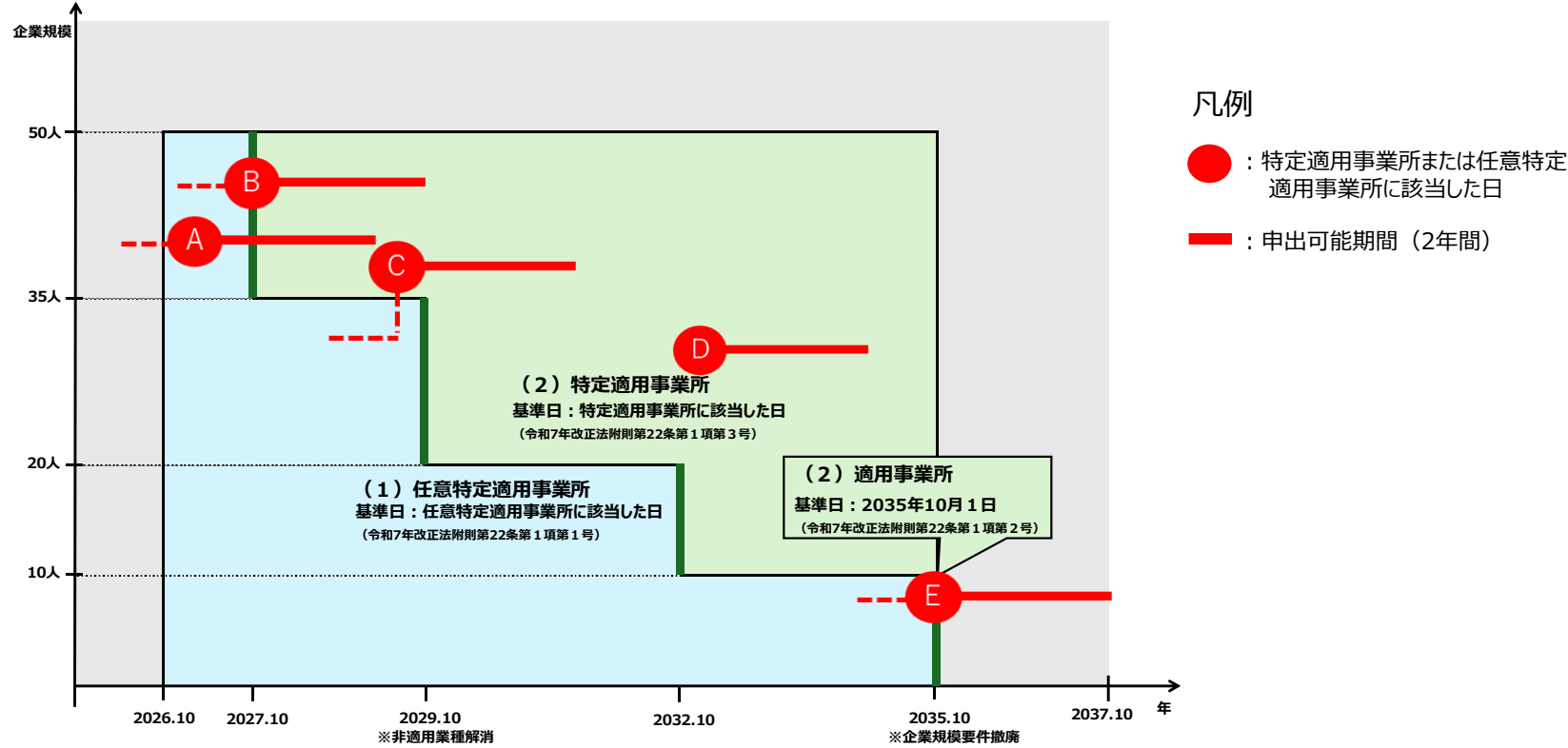
（2）2027（令和9）年10月1日以降の社会保険の適用拡大により、特定適用事業所となった法人事業所

例2 B事業所：企業規模要件の縮小により特定適用事業所となった適用事業所

例3 C事業所：被保険者数が増加したことにより、特定適用事業所となった適用事業所

例4 D事業所：新規適用と同日に特定適用事業所となった適用事業所

例5 E事業所：2035年10月1日の企業規模要件撤廃に伴い、短時間労働者を適用することとなった適用事業所

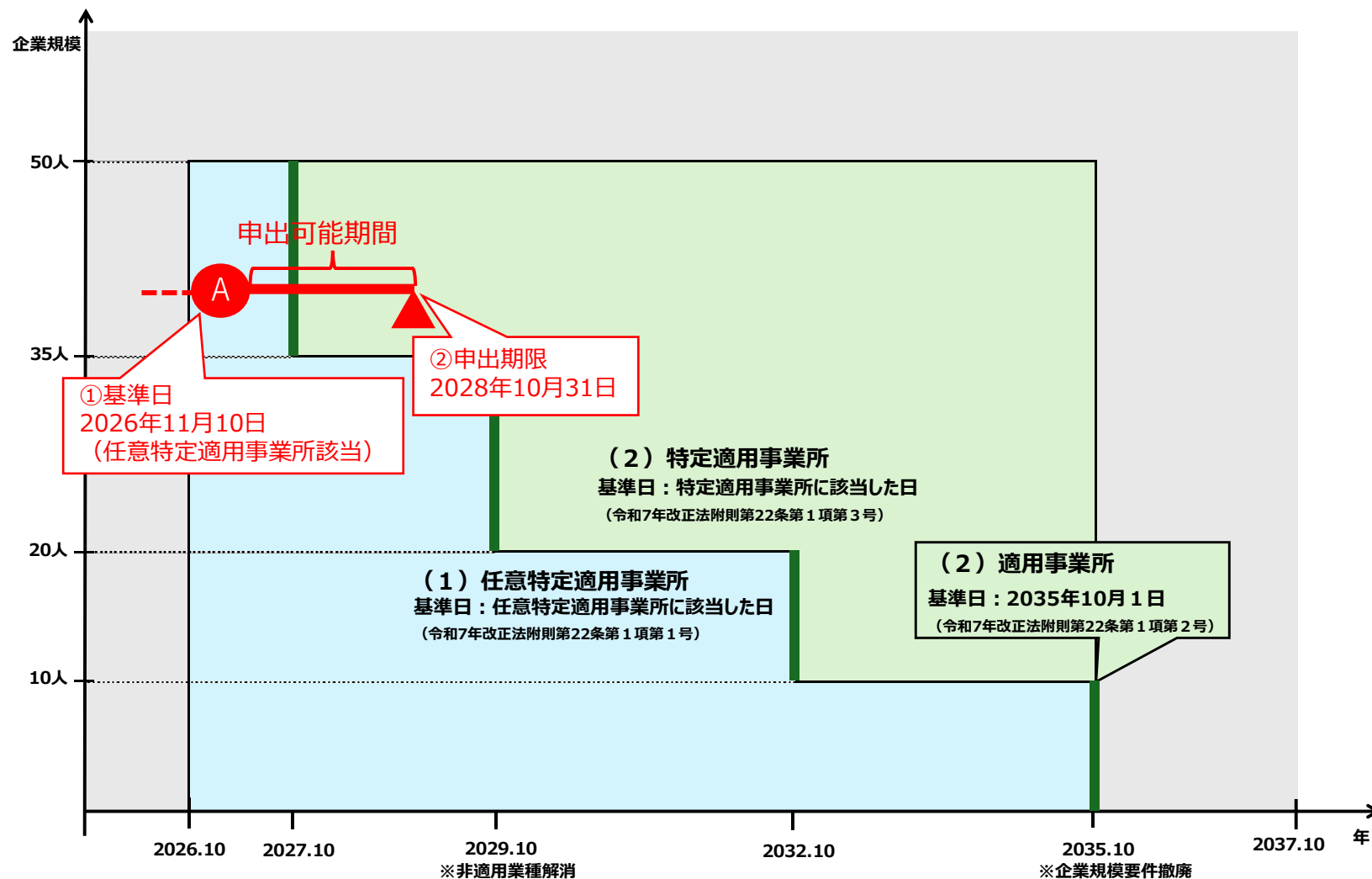


例 1 A事業所：適用拡大により特定適用事業所に該当する前に、任意特定適用事業所となった適用事業所

被保険者数40人の法人事業所が、2026年11月10日に任意特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、任意特定適用事業所となった2026年11月10日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2028年10月31日。

⇒2026年11月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2026年11月から2029年10月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2028年11月から2029年10月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

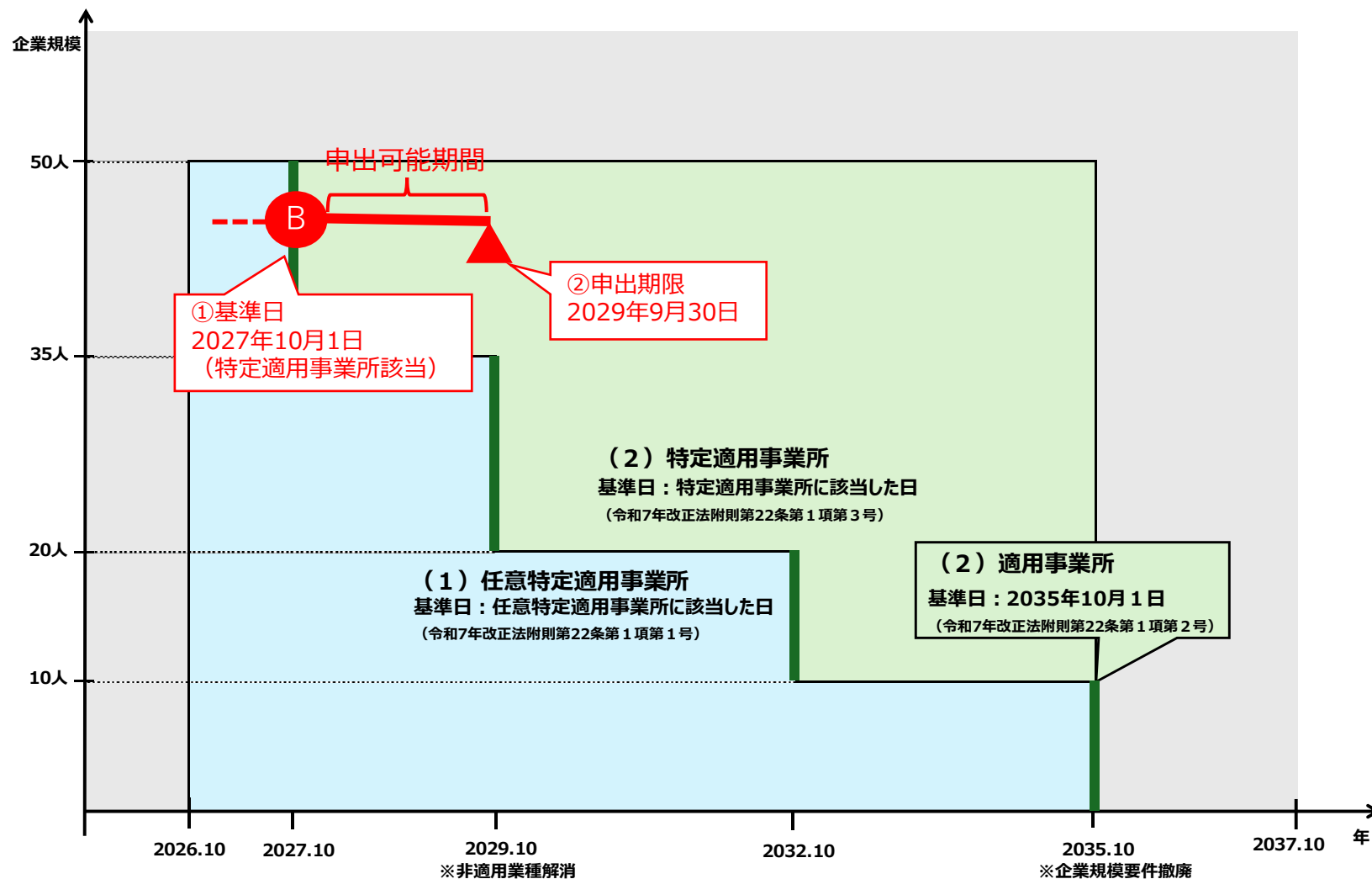


例 2 B事業所：企業規模要件の縮小により特定適用事業所となった適用事業所

被保険者数45人の法人事業所が、2027年10月の適用拡大に伴い、2027年10月1日に特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2027年10月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2029年9月30日。

⇒2027年10月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2027年10月から2030年9月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2029年10月から2030年9月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

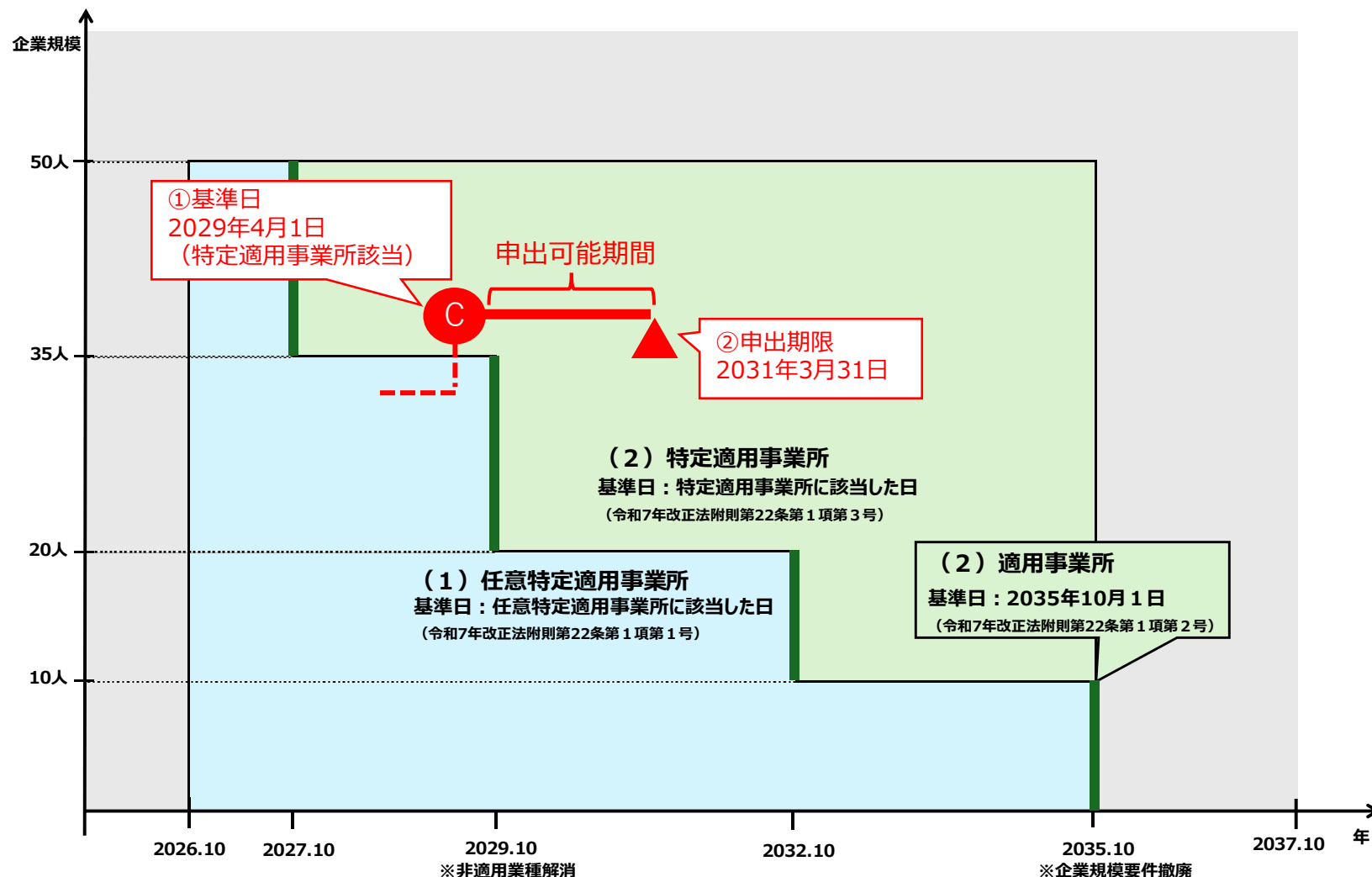


例3 C事業所：被保険者数が増加したことにより、特定適用事業所となった適用事業所

法人事業所において、被保険者数が34人から38人に増加したことにより、2029年4月1日に特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2029年4月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2031年3月31日。

⇒2029年4月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2029年4月から2032年3月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2031年4月から2032年3月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

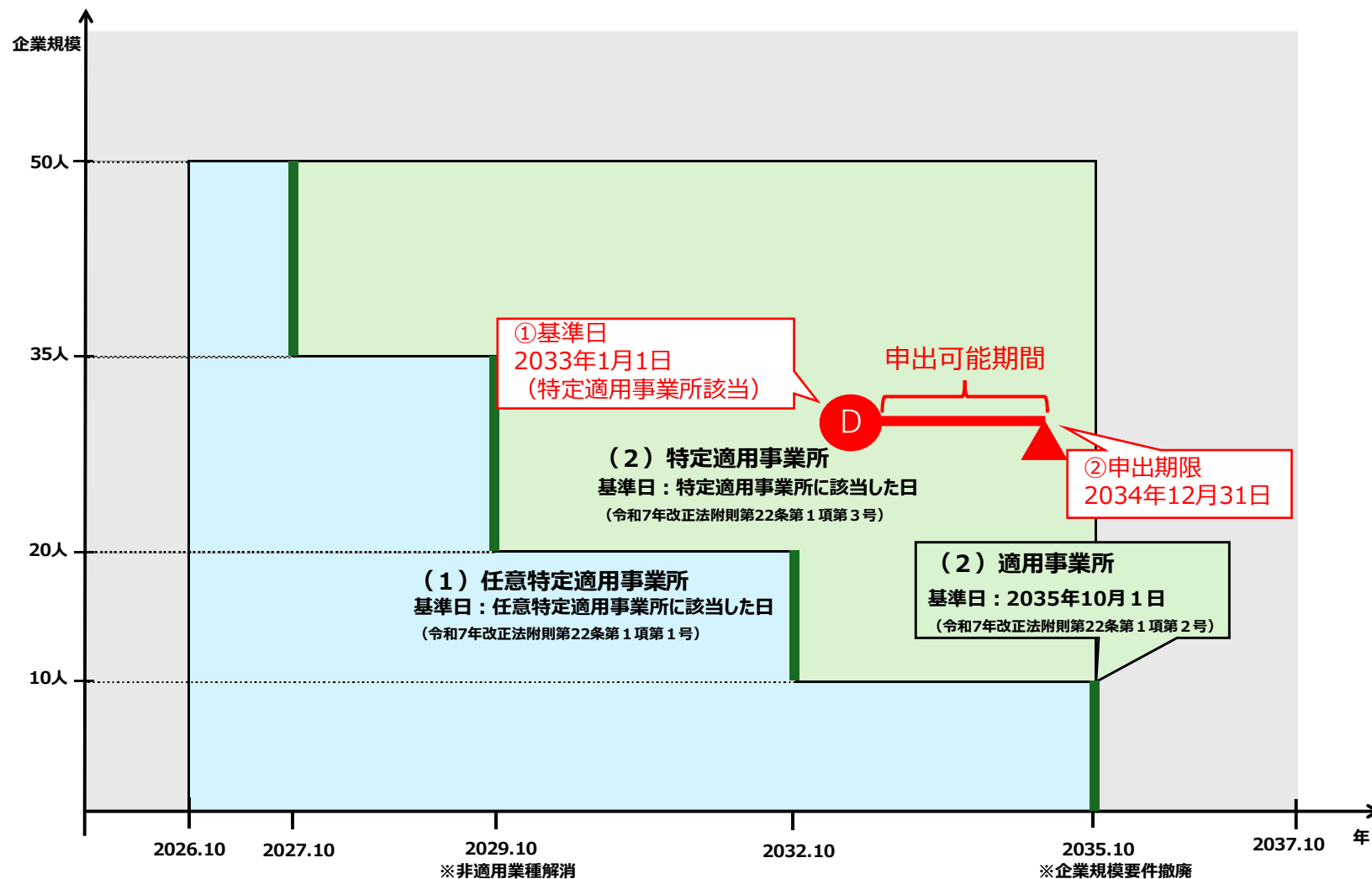


例4 D事業所：新規適用と同日に特定適用事業所となった適用事業所

法人事業所が、2033年1月1日に被保険者数が30人で新規適用し、新規適用と同日に特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2033年1月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2034年12月31日。

⇒2033年1月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2033年1月から2035年12月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2035年1月から2035年12月まで）は保険料軽減割合が半分となる。



例5 E事業所：2035年10月1日の企業規模要件撤廃に伴い、短時間労働者を適用することとなった適用事業所

2035年8月1日に被保険者数8人で新規適用し、2035年10月1日の企業規模要件撤廃を迎えた法人事業所の場合

- ①基準日は、企業規模要件が撤廃される2035年10月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2037年9月30日。

⇒2035年10月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2035年10月から2038年9月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2037年10月から2038年9月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

